

静岡県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年2月7日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 鈴木 澄 美  
静岡県監査委員 佐 地 茂 人

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
知事直轄組織総務課、 総合政策課、財政課	令和4年9月30日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 意見 2 件 名 静岡県ふじのくにづくり推進基金の資金運用 3 内 容 静岡県ふじのくにづくり推進基金については、令和4年度から令和7年度までの4年間において総合計画「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」を推進するための財源として、令和3年度末に100億円が積み増された結果、令和4年度以降の事業に充当するため100億414万円余が基金に造成され、その全額が預金により運用されています。この基金は令和7年度にかけて計画的に事業に充当されることになっていますが、基金の一部については、すぐに取り崩して事業に充てることが予定されていません。よって、本基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。 本基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、本事業に活用できる資金が増大することになります。令和7年度までの本基金の活用見込をより精査し、当年度の事業に充当しない基金を債券により運用するよう出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。	
<b>【措置の内容】</b> 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければなりません。一方で、計画期間内の基金の活用見込を精査し、基金の一部を債券運用する必要性も認識しております。 今後は、市場環境等を注視しつつ、出納局と調整して預託運用と債券運用を併用することにより、より多くの運用益の確保に努めていきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
電子県庁課	令和4年9月30日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 モバイルパソコンの不適切な管理 3 内 容 デジタル戦略局電子県庁課は、職員への配布を行うための作業に伴いモバイルパソコン520台を中遠総合庁舎東館4階会議室で保管していたが、令和3年8月30日から9月7日までの間に、うち2台を紛失した。	
<b>【措置の内容】</b> 令和3年8月30日、中遠総合庁舎東館4階会議室にモバイルパソコン520台の納品を受け、施錠保管し、9月3日から委託業者による職員への配布が始まりました。作業中の委託業者が9月7日にパソコン2台の紛失に気づき発覚したもので、納品から発覚までの間、施錠管理及び委託業者による管理が行われていたため、紛失の原因は不明となっています。 紛失発覚後、直ちに現地調査及び配布済みのパソコンを含めた所在調査を行いましたが発見に至らず、磐田警察署に被害届を提出していますが、捜査上の進展がありません。 再発防止策として、直ちに「作業開始前と終了後の棚卸しの実施」「部屋の施錠管理の徹底」「保管ケースの施錠管理」を行いました。今後、これらの対策を徹底することにより、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
データ活用推進課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 オープンデータの利活用の推進</p> <p>3 内 容 オープンデータの利活用を推進するため、平成25年度にオープンデータ専用検索サイト「ふじのくにオープンデータカタログ」を開設し、平成30年には利用者の利便性を向上させるため、複数データの一括ダウンロードや、API連携により企業等が運営するシステムが自動でデータを定期的にダウンロードできるようリニューアルしています。</p> <p>オープンデータの公開データセット数やダウンロード数は年々増加しており、利用は進んでいると思われませんが、国の示す推奨データセットの公開数は目標を大きく下回っている状況にあります。</p> <p>今後、県民の行政参画・官民協働の推進を通じて、諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が促進されるよう、県民がオープンデータを利用しやすい環境の整備に努めてください。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、「静岡県オープンデータ作成の手引」を作成し、研修会等を実施していますが、今後、さらに関係課や市町と連携して、国の示す推奨データセットの公開数を拡充し、オープンデータの利活用を推進するよう努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>県民がオープンデータを利用しやすい環境の整備については、企業や学生等が参加するオープンデータアイデアソン・ハッカソンを開催し、地域課題の解決に向けたオープンデータの利活用を推進しており、今後もこうしたイベントを継続開催します。加えて、今後は、企業等と積極的に意見交換してニーズを聴き取る機会を設け、有用な公共データの公開加速化につなげるなど、県民、企業が必要とするオープンデータの提供にも努めていきます。</p> <p>また、国の示す推奨データセットについては、令和4年1月に作成した「静岡県オープンデータ作成の手引」を活用し、県庁内では5月に担当課向け研修会を開催しました。また、市町には、8月に賀茂地域市町担当課向け研修会を開催しました。引き続き、他の地域でも研修会を開催して公開数を拡充し、オープンデータの利活用を推進するよう努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
統計調査課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 社会生活基本調査票の紛失</p> <p>3 内 容 デジタル戦略局統計調査課は、令和3年10月18日に社会生活基本調査の調査世帯から提出された回答記入済みの社会生活基本調査に係る調査票1世帯分（2部）を紛失した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 事案発生の原因</p> <p>統計調査員が、調査世帯から回答記入済の調査票を受け取った後、調査用手提げ袋に収納せずに帰宅、自宅で調査書類を整理するため確認したところ、調査票の紛失に気がつきました。</p> <p>2 事案発生後の措置</p> <p>警察に遺失届を提出するとともに、統計調査員と職員が、調査員自宅内及び自宅周辺、調査世帯宅の周辺、また、調査活動中の行動経路を探しましたが発見できませんでした。</p> <p>調査世帯に対しては、謝罪するとともに、状況説明を行い調査票の再提出について了解を得ました。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>事案発生確認後、すぐに、社会生活基本調査の統計調査員に対し、次の点について指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査活動を行う際、調査関係書類は調査用手提げ袋に確実に収納して持ち運ぶこと。</li> <li>・自宅内においても、県に提出するまでの間、厳重に保管・管理を行うこと。</li> </ul> <p>併せて、他の統計調査で調査活動中の統計調査員に対しても、同様の指導を行いました。</p> <p>引き続き、今後開催する統計調査員任命時の説明会や研修会、調査関係資料の送付時など、機会あるごとに、調査活動で知り得た私的な事柄を他に漏らすことのないよう秘密保持とともに、調査活動中、また、自宅内における調査関係書類の管理について十分注意するよう周知徹底していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機政策課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 地震・津波対策等減災交付金の取組の推進</p> <p>3 内 容 地震・津波対策等減災交付金は、交付要綱に基づき市町が定めた令和元年度から4年度までの四箇年計画による対策事業や資材の整備等の取組に対する財政支援を行うもので、交付金の効果把握として、3つの統一的成果指標すべてを100%とすることを目指しています。</p> <p>指標に関して、令和3年度末の時点で、①津波避難施設空白域の解消率については、基準年である平成30年度の91.6%から6.5ポイント上昇し98.1%とほぼ100%に近いエリアをカバーできていますが、②避難所の安全対策完了率は、88.3%から5.7ポイント上昇したものの94.0%、③被災者生活支援訓練実施率は、11.4%から14.3ポイント上昇したものの25.7%にとどまり、26市町では未実施の状況で、令和4年度までにすべての指標を100%とすることは大変厳しい状況です。</p> <p>このような状況にもかかわらず、令和3年度は30億円の当初予算に対して、市町で交付金を活用する事業予算の確保ができなかったこと等により、10億円の減額補正が生じています。特に、3つの指標に関連する事業については、当初予算の約半分にまで減額補正されていて、交付金制度が活かされているとは言えない状況です。</p> <p>なぜ計画の目標達成が厳しいにもかかわらず交付金が活用されないのか、県は市町にヒアリング等を行い、その原因や課題を把握し、今後の交付金制度のあり方について検討してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>交付金の活用を促すため、事業年度の開始後、市町の四箇年計画の修正作業を経て、毎年7月頃に交付申請をとりまとめることで県予算の不用残額が一旦判明することから、この時点で追加要望について改めて県から市町へ募集をしています。令和4年度は、台風第15号への対応を踏まえ、地震・津波対策等減災交付金において活用できるメニューや活用例を市町に対して周知するなど、さらなる活用に向けた取組も行っています。</p> <p>また、現行の交付金制度は令和4年度までとなっており、令和5年度からは次期交付金制度を予定していることから、各市町が今後重点的に取り組む事項や追加希望メニュー等についてヒアリングやアンケートを実施しました。各市町から聞き取った要望事項は、次期交付金制度において反映できるよう関係者と協議を進めるとともに、今後の交付金制度のあり方について、引き続き検討を進めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機情報課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及</p> <p>3 内 容 令和元年度に運用開始した静岡県防災アプリ「静岡県防災」は、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進を支援するもので、令和2年度には、外国人県民への防災情報の発信強化のために多言語化（11言語）したほか、地域の災害対応力の向上や避難所での新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための3つの機能として、地域防災力見える化システム、防災モニター及び非接触型避難所運営支援を新たに追加しています。</p> <p>令和3年度は、アプリ普及のため、出前講座やパンフレットなどによる広報・啓発の事業等を実施したことで、ダウンロード数は20万件を超えていますが、追加した3つの機能については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、市町での自主防災組織会長の会合や訓練等が中止になったことで、市町や自主防災組織での活用をあまり進めることができませんでした。</p> <p>更なる地域防災力強化のため、令和3年3月には、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」において、2022年度末までに、アプリ機能を活用した自主防災組織の防災力の向上に取り組む市町数100%を目指すという具体的なアクションが追加されていることから、今後は避難所運営訓練等を通じ、全市町への浸透を図ってください。</p> <p>また、アプリの利用者を対象としたアンケートを実施して、機能の見直しや追加を行うことで利用者の利便性を高めるとともに、県民へのさらなる普及に努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>防災アプリの地域防災力見える化システム及び防災モニター機能については、一般のユーザーのようにアプリをインストールするだけではなく、自主防災組織毎に割り振られたIDを入力する必要があることから、自主防災組織役員を対象とした研修会等が開催される機会を通じてID配布を行っているところであり、少しでも早く当該機能を本格運用できるよう取り組んでいます。</p> <p>また、非接触型避難所運営支援機能についても、総合防災訓練や地域防災訓練において、現場へ出向き、当該機能の活用目的や操作方法等について、丁寧に説明を行い、浸透を図っています。</p> <p>今後も、更なる地域防災力強化のため、「アプリ機能を活用した自主防災組織の防災力の向上に取り組む市町数100%」を達成できるよう、市町及び自主防災組織と連携し、防災アプリの機能を活用した訓練、研修会等に取り組んでいきます。</p>	

なお、防災アプリの基本機能について、アンケートを実施したところ、多くの利用者から高評価を得ていますが、いただいた意見を参考に機能の改善等の検討を行い、利用者の利便性を高めるとともに、県民へのさらなる普及に努めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
人事課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行</p> <p>3 内 容 会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数の誤りや休暇等承認申請（請求）簿の記載の誤りについては、平成30年度に、同様の誤りが複数の所属で多発していたことから、再発防止に向けた制度のより分かりやすい説明や、チェックリストの作成などを求める「非常勤職員に係る年次有給休暇付与誤りの再発防止について」の指導文書を発出したところです。</p> <p>これを受け、制度所管課では、休暇の付与日数を自動計算する「会計年度任用職員年休計算シート」の作成や担当者向けマニュアルの改正など、再発防止に取り組んできましたが、令和元年度以降の3年間で計41件（知事部局23件、教育委員会18件）の誤りが発生し、監査結果等が発出されており、改善が認められておりません。</p> <p>こうした会計年度任用職員に係る休暇制度の誤った事務の執行は、知事部局、教育委員会で働く会計年度任用職員の権利を侵害しているおそれがあることから、制度所管課として、すみやかに一斉調査を実施し、事務が適切に執行されているのか確認をしてください。</p> <p>また、前回の指導にあったチェックリストを作成するほか、一斉調査の分析結果に基づいた実効性のある対策を講じ、再発防止に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>会計年度任用職員に係る休暇制度の運用状況について、令和4年10月に、全部局において一斉調査を実施し確認したところ、残日数（時間）の計算誤りや休暇簿の記載誤り、当初任用日の誤認による付与誤り等が判明したため、速やかに是正処理を行いました。</p> <p>誤りの約7割が、単純なミスに起因するものであるため、休暇取得時のチェックポイントをまとめた資料を任用所属に提供し、複数の職員によるチェックを徹底させるとともに、休暇の付与・繰越に係るチェックリストの作成、会計年度任用職員制度マニュアルの見直し、年休計算シートの改善等を行うなど、再発防止に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康指導課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分    注意</p> <p>2 件 名                物品購入代金の支払遅延</p> <p>3 内 容                経営管理部行政経営局健康指導課は、令和3年度に購入した研修用テキスト代118,360円の支払について、請求書受理日から15日以内に支払う必要があったが128日遅延し、令和4年度に行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、事業者から請求書が提出された後、支払手続において他の会計処理と誤認し、担当課による支出処理を行わなかったこと、また、年度末に未払案件を確認する際に、人事異動により情報が後任者に正確に引き継がれず、未払に係るデータを削除してしまったことが原因です。</p> <p>未払が判明した後は、速やかに事業者に謝罪するとともに、テキスト代金の支払を行いました。</p> <p>再発防止策として、課内で会計処理に関する研修会を実施し、支払処理方法を徹底しました。</p> <p>また、未払案件の確実なチェックを行うため、確認方法の手順書を作成するとともに、物品調達進捗管理表による確認を徹底しています。</p> <p>今後は、定期的に会計処理に関する研修会を行うとともに、未払案件の確認に当たっては手順書による確認を徹底し、適切な会計処理に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
環境政策課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 しずおかスマートオフィス実践プランの推進</p> <p>3 内 容 「しずおかスマートオフィス実践プラン」は、地球温暖化対策推進法第21条の規定による地球温暖化対策地方公共団体実行計画事務事業編に位置付けられる計画で、県の全施設における事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を、2030年度までに2013年度比で40%削減することを目標としていますが、2020年度の実績（2021年度実績は令和4年11月公表予定）では、基準年である2013年度比で29.1%削減していて、2022年度までの中間目標である28.5%削減を2年前倒しで達成できており、現時点で計画は着実に進捗しています。</p> <p>しかし、これまでの事業部門別削減率では、下水道部門は73.4%、水道部門は36.9%と大きく進捗している一方、警察部門5.8%、病院部門6.1%、教育部門8.4%、事務部門11.5%と、部門により状況が異なります。</p> <p>そのため、より具体的な取組について部門毎に再確認を行い、目標達成に向けた関係部局間の一層の緊密な連携の下、更なる推進に取り組んでください。</p> <p>さらに、令和3年10月の閣議決定により、国の事務事業編に当たる「政府実行計画」の温室効果ガス排出の削減目標が40%から50%に引き上げられていることについては、早急に県計画の適切な見直しを行うとともに、地球温暖化対策推進法第22条の12の規定による市町への支援にも努めてください。</p> <p>今後も引き続き、県が率先して地球温暖化防止に取り組むことで、県民、事業者、市町等の主体的な取組の促進を図ってください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「しずおかスマートオフィス実践プラン」に基づく、県の全部局における事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量は、最新の2021年度の実績では、基準年である2013年度比で30.1%削減となり、引き続き着実に進捗しています。</p> <p>これまで、県の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出抑制のため、関係部局で構成している「県庁率先行動推進部会」を通じて取組を進めており、温室効果ガス排出量は、各所属等から報告されるエネルギー使用量を基に当課で算定し、部門ごとに公表していましたが、各部門での取組をさらに進めるため、令和元年度から3年度までの3か年度分の各年度の各施設における温室効果ガス排出量を見える化しました。</p> <p>また、排出削減効果拡大のため、毎年各部局から報告された各施設の省エネ取組事例で効果が</p>	

大きい内容は、部会を通じて共有化をしています。

令和4年11月、県庁率先行動推進部会長（環境局長）通知により、各施設における温室効果ガス排出量の見える化の実施及び取組事例の共有化を改めて周知し、各施設における排出量の状況を責任者が把握することをはじめ、職員一人ひとりの環境配慮の意識向上を図りました。

県有施設における取組としては、新築や建替えを行う県有施設を、原則としてエネルギー消費量を建築物省エネ法の基準から50%以上削減する「ZEB Ready」の仕様で整備することを今後の指針とするとともに、太陽光発電設備の導入可能性を調査しており、最大限の導入を図っていきます。

さらに、「しずおかスマートオフィス実践プラン」は令和4年度中の見直しを進めており、「政府実行計画」の内容を踏まえ、国の目標である50%を上回る削減目標を設定する予定です。

市町に対しては、国や県の計画内容について情報提供を行うとともに、求めに応じて県職員を市町環境審議会等に派遣しており、引き続き必要な支援に努めていきます。

今後も引き続き、地球温暖化防止に向け県が率先して取り組み、県民、事業者、市町等の主体的な取組の促進に努めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
観光政策課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 観光デジタル情報プラットフォームの利活用</p> <p>3 内 容 観光分野のデジタルトランスフォーメーションを推進する中で、データ集積、データ分析、分析データの活用等の機能を持った観光デジタル情報プラットフォームを令和2年度に構築し、運用を開始しています。</p> <p>令和3年度には、ウェブサイトとの連携を可能とするため、県有施設のウェブサイトの改修を行ったほか、県内市町、観光協会等（以下「市町等」という。）のウェブサイトについて連携のための改修費用を補助する制度を創設し推進を図ったところですが、市町等からの補助金申請の実績がなく、市町等においては事業が進捗していないことから、事業効果は不十分な状況となっています。データサイエンティストによるデータ分析の実例を示し、データ連携のメリットを解説するセミナーの開催などの取組を行っておりますが、市町等にデータ連携を促すため、補助金申請がないことの背景を詳細に把握した上で、地域等を特定したモデル事業での実証などにより、データ連携における課題を改めて分析するとともに、得られた成果を市町等に具体的に示したり、IT関連の技術者が不足している市町等に対しては、県による技術的サポートを提供したりするなどして、市町等が取り組みやすい環境づくりに努め、基盤の強化・充実を図ってください。</p> <p>また、利用者の属性データや位置情報等の動的データを取得しながら、利用者や所在地に応じた最適な観光情報を提供することを目的とした観光情報アプリ「TIPS」を令和3年3月から一般にリリースしています。令和3年度には、足跡機能やクーポン機能の追加、地域情報記事の掲載等の改修による機能の充実を図ったところですが、新型コロナウイルス感染症のまん延等の状況があり、積極的な広報や機能の実証実験の実施には至らず、ダウンロード数は令和3年度末時点で約3,200件となっており、令和7年度末までに累計5万件という目標ダウンロード数と比べると増加状況は不十分でした。観光デジタル情報プラットフォームへの情報の蓄積、アプリの情報提供機能の強化を図るには、より多くの人に利用してもらうことが肝要ですので、ウィズコロナを前提に、ダウンロード数の増加のための仕組みづくりとアプリの利用促進に継続して取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>基盤の強化・充実については、これまでも市町説明会など各市町や観光協会等に対して、観光</p>	

デジタル情報プラットフォームとのデータ連携に伴うメリット等を説明してきたところです。また、デジタルマーケティングに対する市町の意識に関しては、現状は十分に実施できていないが、今後は分析データを活用してマーケティングを行っていきたいと考えている市町が多いことが明らかとなりました。今後は、静岡県観光協会等とも連携して、市町等に対して、データを活用した観光施策の実施を支援していき、市町等が取り組みやすい環境を構築していきます。

また、TIPSについては、アプリ自体の魅力向上のため、令和3年度に引き続き、令和4年度にもアプリ限定の観光情報を提供するとともに、県内のイベント情報の掲載を始めるなど、機能向上に努め、ダウンロード数の増加を図ります。

加えて、令和4年12月から令和5年1月までの2か月間、TIPSを活用した県内周遊促進の実証実験を行います。TIPSの利用促進のプロモーションを行うことで、ダウンロード数の増加を図るとともに、実証実験から得られたデータを分析し市町や事業者へ還元することで、データを活用したマーケティングを実践していきます。

今後は、実証実験から得られた成果を基に、TIPSを活用して旅行者の周遊を促進する仕組みを検討していき、県内旅行者への最適な旅行情報の提供によるTIPS利用者の拡大と、得られたデータのマーケティングへの活用による県内旅行者の満足度の向上との、好循環が実現するよう取り組んでいきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部政策管理局総務課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 個人情報の誤送信・誤送付の根絶の徹底</p> <p>3 内 容 新型コロナウイルス感染症に係る患者の個人情報の誤送信・誤送付について、令和3年度に健康福祉センターで発生した後も、令和4年4月以降、立て続けに3件発生しました。</p> <p>これらの誤りは、新任者による初めての業務に対して、前任者からの引継が不十分だったことが原因です。</p> <p>また、個人情報は慎重に取り扱わなければならないものでありますが、健康福祉部は、新型コロナウイルス感染症に限らず、個人情報の取扱いが多い部であり、関係する職員数も多いことから、誤りが発生する可能性は高いと考えます。そのため、このような事案が繰り返し起きないように、発生事例に係る原因と再発防止策を健康福祉センターをはじめ部全体に周知すべきと考えます。今後、同様の事案が発生しないよう、部全体での再発防止の徹底に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>個人情報の漏洩を根絶するためには、繰り返し職員に対して、注意喚起を続け、職員一人一人の意識改革の徹底を図る必要があることから、漏洩事案の概要や原因、再発防止策について所属長会議や担当者会議など様々な機会を通じて、部全体に継続的に情報提供することで再発防止に努めます。</p> <p>また、人事異動で担当者や体制が変わった場合でも再発防止の取組が形骸化しないよう、部内独自の取組を行います。具体的には、年度当初に部内コンプライアンス講習を実施し、これまでに部内で生じた不適切事例の共有化と再発防止策の再確認を行うとともに、各所属における取組状況をチェックするコンプライアンス点検を定期的実施します。</p> <p>さらに、県の業務に十分精通していない若手職員を対象にグループワークを実施し、各所属で実施したコンプライアンスの取組の習熟度を確認し、より高めていくことで、個人情報の適正管理を徹底する意識の浸透を図ります。</p> <p>今後こうした取組を継続的に実施することで、個人情報の漏洩が発生することがないように努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
介護保険課、国民健康保険課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金の運用</p> <p>3 内 容 健康福祉部が管理する介護保険財政安定化基金、後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金は、令和3年度においては、全額が預金で運用されています。</p> <p>一方、令和2年度末時点のこれら3基金の残高は、それぞれ、介護保険財政安定化基金が23億4,636万円余、後期高齢者医療財政安定化基金が36億8,724万円余、国民健康保険財政安定化基金が73億6,967万円余となっていますが、各基金の一部については、すぐに取り崩して市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に充てることが予定されていません。よって、これらの基金の一部を国債等の債券により運用すれば、より多くの運用益を確保することができると考えられます。</p> <p>実際に債券運用を開始した地域医療介護総合確保基金では、厚生労働省が定めた管理運営要領により基金の運用について、①国債、地方債等、②預金の順番としています。</p> <p>これら3基金は、市町等の保険者における突発的な財政不足への対応を目的としており、必要時における基金取崩しの緊急性が高いことなどから、債券による運用を行っていないとのことですが、近年では、基金からの市町等の保険者の財源不足に関する貸付実績も交付実績も全くなく、また、コロナ禍においても、市町等において保険給付費や保険料の適切な見込額の算定等を行ったことなどにより、市町等の保険者において財源不足が生じることはありませんでした。</p> <p>突発的な事象に対してすぐに現金化できる資金を一定額保有しておくことの重要性は理解しますが、基金を取り崩す必要が近年生じていない事実や基金取崩しの予定が現時点で具体的に存在していないことを踏まえれば、今後高齢化が加速する我が県において、運用益は重要な財源になることは間違いありませんので、積極的に運用益を確保しておくことは非常に重要なことです。</p> <p>これら3基金の管理に当たっては、基金の効率運用を行うことで、市町等の保険者の財源不足に関する貸付け及び交付に活用できる資金が増大することになります。したがって、これらの3基金について、それぞれ市町等への貸付けや交付が必要となった場合に当年度にいくらの取崩しが必要になるか</p>	

などを試算をした上で、当年度に充当しない基金は債券により運用するよう  
出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてください。

#### 【措置の内容】

介護保険財政安定化基金は、市町が通常の実行を行ってもなお生ずる保険料未納や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足を補うことにより、市町の保険財政の安定化を図り、一般会計からの繰り入れを回避できるようにするものです。

債券運用については、平成27年3月の出納局次長通知により、債券金利が預託による短期運用の利回りを大きく下回る水準となっていることから、債券運用より通常の預託で運用を行った方が有利との判断のもと、運用を停止してまいりましたが、出納局に確認したところ、現在は債券運用が可能であるとの回答を得ました。

このため、当年度に取崩しが必要になる資金額を精査し、当年度に充当しない資金は、令和5年度から債券により運用することとします。

今後も出納局と調整して、より多くの運用益を確保するように努めてまいります。

後期高齢者医療財政安定化基金は、後期高齢者医療制度の保険者である後期高齢者医療広域連合において、保険給付費等の急激な増加や保険料の収納不足等による不測の財源不足が生じた場合に、広域連合に対して資金の交付・貸付を行い、後期高齢者医療制度の持続的で安定的な運営に資すること、及び、次期保険料率の増加抑制のため後期高齢者医療広域連合への交付金の財源として活用することを目的としています。

国民健康保険財政安定化基金は、国民健康保険の保険者である市町において、保険給付費等の急激な増加や保険料の収納不足等による不測の財源不足が生じた場合に、市町に対して資金の交付又は貸付を行うことにより国民健康保険制度の持続的で安定的な運営に資すること、及び平成30年度からの新たな国民健康保険制度への円滑な移行のための時限的な激変緩和措置として、市町から県への納付金減算への活用を目的としています。

後期高齢者医療財政安定化基金及び国民健康保険財政安定化基金は、保険者における突発的な財政不足への緊急的な対応を基金設置の目的としているため、必要時における取崩しの緊急性は高く、また、基金が担保する事業の予算規模が膨大であることから、一定以上の取崩額が必要となることが想定されます。

さらに、基金造成の財源について、後期高齢者医療財政安定化基金においては、県の一般財源に加え、国からの負担金と広域連合からの拠出金、国民健康保険財政安定化基金においては、全額を国からの負担金に拠っており、債券の中途解約等によるいわゆる「元本割れ」により基金への積立金額を毀損することのないよう、より一層、慎重な運用が必要となります。

そのため、国民健康保険財政安定化基金及び後期高齢者医療財政安定化基金については、取崩の迅速性及び運用先の安全性を重視し、定期預金による運用が妥当であると考えます。

なお、地方自治法上、基金の運用については、「基金の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。」とされていることから、今後も、法令に基づき、基金の目的を損なわない範囲において、出納局と協議の上、確実かつ効率的な方法により運用を行ってまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
障害福祉課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 特別児童扶養手当の認定請求及び資格喪失の手続きに関する不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 障害者支援局障害福祉課は、特別児童扶養手当の事務処理において、市町を経由して提出された認定請求1件について、事務担当者が受付簿に記載すること無く384日放置した。</p> <p>また、同手当の資格喪失の事務処理において、市町を経由して提出された資格喪失届1件について、受付簿に記載すること無く、217日放置した。この結果、受給資格を失った者に対し7か月分の手当（244,790円）を誤支給した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 事案発生原因と所属としての課題</p> <p>本件は、担当者が、前任者から引き継いだ未処理の当該特別児童扶養手当認定請求について、前任者や市町へ事務の進捗状況を確認せず、市町より追加の書類が届くとの誤った思い込みから申請書類を放置してしまった案件と、同手当の資格喪失について、指摘していた不足書類の進捗が市町からあっても、業務の多忙さからその後の事務処理を怠った案件であります。</p> <p>なお、これらの事務については受付簿を作成し、班内や課内で処理状況を把握していましたが、その受付入力作業を担当者に一任していたことから、受付簿への記載を怠った当該案件の状況把握が出来ず、事務の放置が発生しました。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>事案判明後、以下の措置を講じ、再発防止策に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町から進達された認定請求書等は班長が受付簿（電子ファイル）に一括して入力後、各担当者に渡し、担当者がその内容の確認を行うことで、受付漏れを防止し、また、事務処理が完了した案件は着色され、進捗状況が一目でわかるように受付簿を修正しました。</li> <li>・週1回、上司が班員全員が集まる場で全職員から進捗状況の報告を受け、所属全体で進捗状況を管理するようにしました。</li> <li>・毎月10日頃に、班長が受付簿を基に全ての事務の処理状況の確認、及び受付簿への状況入力、上司への報告を行うとともに、処理が滞っている案件については、所属全体で対処するよう改善しました。</li> </ul>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
地域医療課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 看護師確保対策の取組</p> <p>3 内 容 県では、看護師確保対策として、「養成力強化」、「離職防止・定着促進」、「再就業支援」、「看護の質の向上」の4本柱を中心に進めており、結果として令和2年度の看護職員（看護師、准看護師、保健師、助産師）数は約43,200人で2年前よりも1,200人ほど増加しています。しかしながら、国による看護職員需給推計では、本県の2025年度時点の看護職員需要47,046人に対し、3,450人不足し、充足率は92.7%となっており、2025年度までは不足が続くと見込まれています。</p> <p>特に、看護師不足に対応するためには、3年制の専門学校の入学者の増員や、卒業生全員が国家試験に合格するよう支援していくことが重要です。4年制大学に進学する学生が多い中、今後の看護専門学校のあり方を検討する必要がありますが、まずは入学者の確保の促進や国家試験の合格率向上の取組を強化するなど、できるだけ新規の看護師を増やし、総数の底上げに取り組む必要があります。</p> <p>また、看護の現場がどの程度厳しい職場環境であるのかをきめ細かく実態調査したうえで、離職理由について、新人看護職員研修を通じたフォローアップや、ひとり一人の立場に立った話し合い、現場環境の改善に向けた検討がなされる必要があります。</p> <p>現在の新型コロナウイルス感染症が収まらない状況もあり、看護師の確保は喫緊の課題でもあることから、現場の医療機関や看護協会との調整なども含め、将来に向けてさらに有効な対策を検討してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>看護職員数増加への取組については、今後、18歳人口が減少する中でも看護職員を目指す学生を確保するために高校生を対象として、現役看護職員から看護のやりがいや素晴らしさを紹介する看護職こころざし育成セミナーや、県内看護大学・専門学校と連携し具体的な進学をイメージできるよう進路相談説明会を開催しました。</p> <p>また、看護職員修学資金を貸与し、県内で看護職員として就業を目指す学生への支援を行っています。さらに、県内病院を紹介する「看護のお仕事ガイドブック」を作成し県内看護大学及び専門学校に配布を行い、卒業後の県内医療機関への就業率の向上に努めています。</p> <p>離職防止・定着促進の取組については、県看護協会（ナースセンター）と連携し離職理由の調</p>	

査を実施し、その内容を踏まえた離職防止対策を実施するとともに、看護職員向け悩み相談窓口の積極的な活用を図ります。

また、県、看護協会、現場看護師、医師会、静岡労働局を構成員とする連絡協議会において看護職員確保対策の検討を行い、効果的な取組に努めてまいります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
薬事課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 薬剤師免許証の紛失</p> <p>3 内 容 生活衛生局薬事課は、厚生労働省から送付された薬剤師免許証2件（書換交付1件、再交付1件）を、申請者に交付するため東部健康福祉センターへ送付した際に紛失した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>薬剤師免許証の紛失においては、発送手段と確認作業に原因がありました。</p> <p>発送手段では、当該免許証を一般の行政文書と同じ庁舎文書便で送付したことから、多くの者が介在し、その結果、配送経過の適切な把握ができず、免許証の所在を見失いました。加えて、配送梱包容器に段ボールを利用したことで、中身が重要文書の薬剤師免許証であることが不明瞭となってしまいました。</p> <p>確認作業では、重要文書の受渡マニュアルはありましたが、マニュアルどおりの手順で行うことができていませんでした。加えて、申請書の受領から免許証の交付までの進捗管理を担当者だけで行っていたため、長期間未交付の当該案件に疑問を持たず、紛失に気づきませんでした。</p> <p>紛失への対応では、紛失確認後、直ちに各申請者に謝罪と状況説明を行うとともに、薬剤師免許事務を所管する厚生労働省に免許証の再発行を依頼しました。その後、再発行された免許証は直ちに各申請者に交付しました。また、紛失事案把握後、直ちに他の申請書の進捗確認と作業手順の緊急点検を実施しました。</p> <p>再発防止策では、発送手段を「薬剤師免許証のような重要書類は、簡易書留を利用し、直接健康福祉センター担当課に送付」、「重要書類は専用梱包容器で送付」と改めました。また、確認作業において「上職者による進捗管理のダブルチェック」を行うことと改めました。加えて、令和4年度当初の担当者会議において重要文書の受渡マニュアルの手順を健康福祉センター担当者に周知徹底しました。今後はコンプライアンス推進月間等において継続的に手順等の遵守を注意喚起します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
マーケティング課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 不適切な個人情報の取扱い</p> <p>3 内 容 産業革新局マーケティング課から令和3年度に「食の都しずおかフェア」企画運営業務を受託した業者及び4年度に「食の都しずおかレストランフェア」企画運営業務を受託した別の業者が参加者に事務連絡のメールを一斉送信した際、受信者全員に他の受信者のメールアドレスを流出させた。</p> <p>また、産業革新局マーケティング課は、「新商品セレクション」の過去の全受賞商品の公開データを一応募者に送付する際に、非公表の個人情報が含まれていることに気が付かずメール送信した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和3年度及び4年度の「食の都しずおかレストランフェア」に係る個人情報の漏えいについては、いずれも受託事業者におけるメール送信時のチェック体制の不備から生じたものです。</p> <p>本事案の発生を受け、受託事業者に対し、メール送信時のダブルチェックを徹底するなど再発防止策を講じるよう指示しました。また、令和4年度の事案発生後は、当課が委託契約を締結している全ての事業者に対し、改めて個人情報を適切に取り扱うよう文書で要請しました。</p> <p>「新商品セレクション」に係る個人情報の漏えいについては、職員が非公開情報の有無を確認せずに電子ファイルを送信したことにより生じたものです。</p> <p>本事案の発生を受け、非公表データや個人情報が含まれる電子ファイルには、ファイル名称に【取扱い注意・個人情報あり】と入力するようルール化し、ファイル名称で判別ができるよう改善しました。また、メール送信時には、必ず送信前に複数職員で送信先、メール本文、添付ファイルのチェックを行うことを徹底することとしました。</p> <p>今後も、これらの取組を通じ、個人情報の適切な管理についての意識を高め、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
職業能力開発課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 技能検定合格証書の誤発行</p> <p>3 内 容 就業支援局職業能力開発課は、令和2年度後期技能検定合格者に令和3年3月19日付けで合格証書を交付すべきところ、誤って令和3年5月20日付けで交付した。正しい合格証書の送付及び誤った合格証書の回収のため、令和3年度に196,594円の郵送料が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件の発生原因は、担当者が作業手順書を確認せずに作業を進めたために、合格発表日を記載すべきところ、誤って発送日を記載したこと及び送付前に課内における確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>誤発行が判明後、速やかに合格者に謝罪文と正しい日付の合格証書を送付するとともに、誤った合格証書の回収を進め、令和4年10月末現在、全1,105件のうち1,067件の回収を終了しました。</p> <p>また、本事案発生以降の合格証書の交付に当たっては、作業前に手順書の再確認を行うとともに、課内決裁時に日付を記載した合格証書の案を必ず添付することとし、再発防止を図りました。</p> <p>今後は、誤った合格証書の回収を引き続き進めるとともに、これらの再発防止策を徹底し、適正な事務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
企業立地推進課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 県内企業の国際化支援</p> <p>3 内 容 県内企業の貿易の振興と国際化の推進を支援するため、昭和34年度から「県内企業国際化支援事業」に取り組み、令和3年度は国際ビジネス相談窓口の常設や、多様な「国際ビジネス事情講座」の開催、県内企業の海外販路開拓に関する経費を助成する「海外市場開拓支援事業」などを行う公益社団法人静岡県国際経済振興会に助成しています。</p> <p>本事業は、国際化推進等の導入部に当たる事業であり、年度ごとの相談件数や講座受講者数、海外市場開拓支援事業においては個々の事業者の採択後の成果の把握等を公益社団法人静岡県国際経済振興会が行っていますが、県として、長期にわたるこれらの取組が、県内企業に寄与した効果の把握がされていません。</p> <p>県は、公益社団法人静岡県国際経済振興会の窓口としての機能を活用し、静岡県海外展開支援ネットワークの連携による成果を確認するとともに、本事業における業種別・事業規模別などの累積的・長期的な効果を把握し、明らかにするよう努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「県内企業国際化支援事業」において、公益社団法人静岡県国際経済振興会（以下、「SIBA」という。）を通じて、「国際ビジネス相談窓口の常設」や、多様な「国際ビジネス事情講座」の開催、県内企業の海外販路開拓に関する経費を助成する「海外市場開拓支援」を実施しており、各メニューの利用実績についてはSIBAからの報告により把握しています。</p> <p>SIBAは日々変化する県内企業の海外展開に係るニーズに対応するため、例えば、「国際ビジネス事情講座」では、平成30年度は米中の貿易摩擦、令和2年度には世界のコロナ禍のビジネス状況、また、令和3年度にはコロナ禍で需要が高まった海外向けデジタル販促をテーマにした講座を開講するなど、世界のビジネス環境の変化に対応した海外展開支援を行っています。</p> <p>海外展開支援における初期段階となる本事業では、海外事業展開を検討している段階の企業も含めて幅広い企業を対象としているため、これまで、支援が海外展開につながったかどうかなどの視点による効果の把握は行っていませんでした。</p> <p>このため、本意見を踏まえ、令和4年10月にSIBAと調整を行い、本事業の実績報告において、業種別や事業規模別の項目を新たに追加し、利用企業の傾向を業種別・事業規模別などにより把握するとともに、支援を受けた企業からSIBAに提出される「フォローアップ報告書」を共有することにより、利用企業の傾向を累積的・長期的に分析・整理し、本事業の改善に活かしていきます。</p>	

す。

また、今後は、県内で海外展開支援を行っている関係団体により構成している「静岡県海外展開支援ネットワーク」をより一層活用し、関係機関の連携のもと、各支援機関が持つ幅広い支援メニューを県内企業に提案するなど、県内企業に対してより良い支援を行っていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農業ビジネス課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 農業経営改善計画認定事務における不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 農業局農業ビジネス課は、令和3年度の農業者の農業経営改善計画の認定事務において、受け付けた75件全ての申請について事務処理を遅延させたことから、決裁日、認定日の不適切な遡及処理を行った。そのうち62件については、決裁後も放置したことから認定書の送付が著しく遅延した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件の発生要因は、担当職員が、農業経営改善計画の内容に関する確認作業や審査等に手間取り事務処理が遅延したこと、また、決裁後、他の業務を優先してしまい、速やかに郵送しなかったことによるものです。</p> <p>問題発覚後、申請者に電話連絡により謝罪し、認定書を速やかに送付しました。あわせて、損害の有無を確認し、損害が無かったことを確認しました。また、関係市町にも電話連絡により謝罪を行いました。</p> <p>再発防止のため、本事案発覚後速やかに、課内で認定事務の進捗状況を確認する打合せを定期的実施するとともに、上司がデータベースによる進捗管理を行いながら、事務処理の指導及び決裁後の認定書発送の確認を行う体制を構築し、進捗管理の強化と事務処理の迅速化に努めています。また、課内で臨時のコンプライアンス研修を実施し、再発防止に向けたコンプライアンス意識の徹底を図りました。</p> <p>さらに、円滑な事務処理に資するため、認定申請見込者及び申請時期を把握するための調査を行うとともに、農業者に対する早期申請を周知するチラシを作成し配布しました。また、事務処理の手順や手続を見直すこととし、認定事務要領の改正を行う予定です。</p> <p>今後も、適正かつ迅速な事務処理と進捗管理を徹底し、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
森林計画課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 森林整備の促進</p> <p>3 内 容 「森林（もり）づくり県民税」を財源にした「森の力再生事業」は、公益性が高く、所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃した森林の整備に取り組み、令和3年度は第2期計画の6年目となり、計画面積の58%の整備を実施しおおむね順調に進捗しています。</p> <p>近年の集中豪雨の頻発により山地災害のリスクは高まっており、下流域における流木も多く発生していることから、荒廃の進行や拡大の実態を確認し、適切に事業を実施することが必要です。</p> <p>一方で、市町は令和元年度から「森林環境譲与税」を財源に、景観に配慮した伐採等、地域の実情に応じた森林整備を行っています。</p> <p>荒廃森林の整備を喫緊に行うためには、県は「森の力再生事業」を遂行し、市町は森林環境譲与税配分額を有効活用した整備を実施するなど、県と市町が並行した整備の推進が重要であると考えます。</p> <p>荒廃森林の現状把握に努め、森林づくり県民税及び森林環境譲与税を財源にしたそれぞれの森林整備事業の対象区域等を明確にし、両事業を有効活用してください。</p> <p>あわせて、荒廃森林の整備の推進における両事業の成果と相乗効果を県民に丁寧に説明し、「森の力再生事業」第2期計画を計画期間内に完遂するよう取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「森の力再生事業」第2期計画では、手入れ不足により下草が消失した森林のみならず、消失の恐れのある森林も対象としています。今後も、新たに荒廃した森林を林業経営体等と連携して把握し、森林の公益的機能を回復するための整備の必要性を検討してまいります。</p> <p>また、県と市町を構成員として、広域的な視点から森林整備の進め方や課題を協議する会議を各農林事務所を設置しており、令和4年度は、各市町の森林環境譲与税を活用した森林整備と森の力再生事業の対象区域の情報を共有しました。今後も、市町と県が協力、連携し、より効果的な森林整備を進めていきます。</p> <p>さらに、森の力再生事業のホームページ及びふじのくに森林の都しずおかFacebookでの情報発信、農林事務所や財務事務所でのリーフレットの配布、県民だよりの活用、整備地において事業効果を実体験できるイベントの開催等、様々な手法を組み合わせる両事業の広報を展開しています。</p>	

なお、県政世論調査で森の力再生事業の認知度を確認しており、令和4年度の県政世論調査では、32%でした。引き続き、更なる認知度の向上と県民の皆様の理解を頂きながら、第2期計画の荒廃森林の整備に計画的に取り組んでいきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
水産振興課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 県産水産物の流通拡大の取組</p> <p>3 内 容 新たな広域経済圏として、山梨県、長野県、新潟県の「山の洲」における県産水産物の需要開拓と、オンライン受発注システムと連動した物流システムを構築する流通モデル実証事業に、令和3年度から2か年にわたり取り組んでいます。</p> <p>令和3年度は、電子商取引システムの保有や物流システム構築の実績等、事業を実施するための実施基盤が既に調っている事業者を公募することにより、「山の洲」における着実な新規需要開拓や、流通モデル構築による県内生産者の販路拡大などの成果が早期に得られています。</p> <p>取引件数の増加という成果に留まらず、実証事業終了後の事業定着と、将来的には新たな事業者の参入により流通が拡大することが、本事業の最終的な効果であると考えます。</p> <p>また、本実証事業で得られた成果と課題を検証し、より広域的な「スマート流通モデル」の展開も検討してください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本取組は、新型コロナウイルス感染症の影響により首都圏需要の減退など大きく変化した水産物の流通・消費動向に対応し、本県のブランド力や産地としての優位性を発揮できる新たな県外需要を取り込むため、海産物ニーズが特に強い山梨県及び長野県に軸足を置きながら、新潟県も含む「山の洲」3県において、本県産水産物の需要開拓や新たな流通網の構築を推進しています。</p> <p>取組の特徴として、官民連携による需要開拓のほか、県が電子商取引や「山の洲」向けの物流などの新たな流通システムを整備し、これを県内の生産者と「山の洲」の需要先が試験的に実際の商取引に利用することが挙げられます。</p> <p>需要開拓に当たっては、民間事業者のネットワークを活かし、また、流通システムの整備に当たっては、既存のシステムを応用して迅速かつ低コストで取組を推進することができたことにより、より早く取組の効果が発揮され、本県産水産物の販路拡大、生産者支援につながりました。</p> <p>令和4年度も引き続き、実証事業を通じて取扱量の増大、輸送コストの削減に取り組むことにより取引の拡大・活性化を図っており、実証事業終了後の本流通モデルの定着を見据えて、配送ルート効率化、輸送時間の短縮等の課題に対し、より実践的な運用方法の検証を進めています。</p> <p>また、本流通モデルを活用した取引が拡大し、将来的に民間ビジネスとして成立するものとなれば、新たな流通事業者等の参入が期待され、より多くの生産者の販路拡大につながる可能性が</p>	

あることから、事業成果の積極的な発信に努め、本県産水産物の供給地域の拡大に向けた需要開拓等の取組を引き続き推進していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
工事検査課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 建設工事等の安全対策の取組</p> <p>3 内 容 県工事等における事故発生件数は、交通基盤部出先機関では平成30年度：50件、令和元年度：36件、2年度：52件、3年度：57件（もらい事故1件を含む）、農林事務所では平成30年度：19件、令和元年度：18件、2年度：9件、3年度：12件と、平成30年度の工事事故防止行動計画の策定を受けて一旦減少したものの、再び増加傾向となっています。</p> <p>交通基盤部出先機関や農林事務所への監察、動画を使用した講習会の開催などを通じて、事故防止に取り組んでいますが、十分な効果が発現していない状況です。既存の取組の更なる徹底や事故防止行動計画に基づくPDCAサイクルによる取組の改善など、これまで以上に取組の実効性を高めるとともに、コロナ禍で対面指導が制限される状況下においても効果が現れるよう、工夫していく必要があります。</p> <p>また、例年、事故件数のうち一定の割合を占める業務委託に係る事故については、令和3年度に工事検査課が策定した「建設関連業務委託事故防止行動計画」や、（一社）静岡県測量設計業協会に働きかけて策定された「安全作業マニュアル」に基づく取組が令和4年度から始まりました。今後は、その効果や課題の把握・検証を行いながら、適切に運用していく必要があります。</p> <p>引き続き、本県の工事及び業務委託における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を達成するため、「建設工事等安全管理推進連絡会議」を通じて、工事及び業務委託事故防止行動計画に係る取組の実効性を高めて下さい。また、コロナ禍でも効果を発揮できるよう既存の取組を検証し、必要に応じて改善を進めるなどして、受注者・発注者の安全意識を高め、工事等事故件数が減少するよう、建設工事等の安全対策に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和3年度は、県工事等における事故発生件数が増加傾向に転じたことから、新型コロナウイルス感染症防止対策に配慮しつつ、動画を使用した講習会の開催や安全パトロールの実施、「アキシデントニュース速報」の配信等により事故防止の意識啓発を図りました。</p> <p>また、令和4年度は物損事故が多く、その中でも特に埋設管の損傷事故が多いことから、「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」を新たに策定しました。引き続き、安全意識の向上に努めるとともに、長期的な視点をもって「工事事故防止行動計画」を官民で連携して推進し、既存</p>	

の取組の徹底やP D C Aサイクルによる改善などを進めています。

業務委託については、令和3年度に「建設関連業務委託事故防止行動計画」を策定し、令和4年度から取組を始めています。監察等を通じて、その取組状況を確認するとともに、効果や課題を検証しながら適切に運用していきます。

今後も、工事・業務委託の事故防止行動計画を推進し、「建設工事等安全管理推進連絡会議」を通じて他部局等との一層の情報共有と意識の啓発を図るとともに、既存の取組を検証し必要に応じて改善をするなど、事故防止行動計画の実効性を高め、本県の発注する工事及び業務委託における「死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」を目指し、建設工事等の更なる安全対策に取り組んでいきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
河川企画課、土木防災課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p>	
1 監査結果の区分	意見
2 件 名	水災害における総合的な対策の推進
3 内 容	<p>交通基盤部では、近年、激甚化・頻発化する水災害に対して、浸水被害を軽減するため、ハード・ソフト両面から災害に強い基盤と体制の充実を図ってきました。さらに、令和3年度末を目標に、44水系の流域治水プロジェクト及び14地区の水災害対策プランの計画策定を進めるとともに、505河川の洪水浸水想定区域図の作成及び要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%達成に取り組んできました。</p> <p>しかし、令和3年度末時点において、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は92.3%と順調に進捗したものの、流域治水プロジェクトは22水系、水災害対策プランは5地区、洪水浸水想定区域図は241河川の完了に留まり、残る河川等のプロジェクトの計画策定等の完了は令和4年度以降に持ち越されました。</p> <p>今年度も全国各地で水災害が発生するなど、気候変動の影響による水害リスクが高まる中、人的被害を防ぐためには、流域治水の考え方にに基づき流域全体における治水安全度の向上を図ることが重要です。また、住民の適切な避難行動につながるよう市町が行う洪水ハザードマップの作成や避難確保計画の作成など市町に対する支援施策が重要となっています。</p> <p>国や市町、庁内関係部局等と連携し、早期に流域治水プロジェクト等の計画策定及び洪水浸水想定区域図の作成をするなどして、防災・減災対策に努めて下さい。</p> <p>また、計画策定等が遅れることのないよう、必要な人員を確保するなど、執行体制の強化にも努めてください。</p>
<p><b>【措置の内容】</b></p>	
<p>流域治水プロジェクト及び水災害対策プランについては、令和3年度末を目途に計画の策定作業を進めてきましたが、市町等が進める浸水被害の軽減に向けた流域対策の検討に時間を要していることから、早急に検討を進め計画を策定していきます。</p> <p>現在までに流域治水プロジェクトは、44水系中34水系で策定が完了しています。また、水災害対策プランは、14地区中5地区で策定が完了しています。</p> <p>引き続き、実効性のある対策となるよう流域治水協議会などにより定期的に情報共有や進捗管理を行うとともに、令和4年9月の台風15号など大規模な浸水被害に対しては、被災状況を踏まえ施策の追加や見直しも随時検討し、効果的な浸水被害軽減策を推進していきます。</p>	

洪水浸水想定区域図については、想定最大規模の降雨を対象として洪水予報河川・水位周知河川（水防法指定河川）の59河川で令和4年10月末までに作成・公表しました。

また、県では令和元年の東日本台風などにおいて中小の河川にも被害が発生したことを踏まえ、水防法指定河川以外の河川でも洪水浸水想定区域図の作成に着手しました。令和3年7月の水防法改正により、洪水浸水想定区域の指定対象が「洪水予報河川・水位周知河川」から「沿川に人家が存在しない河川を除く全ての河川」に拡大されたことを受け、県が管理する519河川のうち、新たに洪水浸水想定区域図の作成対象となった水防法指定河川以外の河川について国と分担して区域図の作成を進めています（洪水浸水想定区域図作成対象は合計505河川）。現時点までに183河川の区域図作成が完了し、水防法指定河川59河川と合わせて242河川が完了しました。引き続き、残る263河川の作成作業を進め区域図の作成が完了次第、順次公表をしていきます。

市町に対するハザードマップ作成と避難確保計画作成に関する研修は、県関係部局（危機管理部・健康福祉部・教育委員会等）と協力し、継続して行っています。また、市町が開催する要配慮者利用施設管理者等を対象にした研修会等で、計画の必要性や作成方法についても説明していきます。さらに、説明動画を作成し、施設向けに公開するなど、計画の作成を促進させるための支援を行っていきます。

業務の執行に当たっては、流域治水プロジェクトや水災害対策プランなど各市町の関係機関と綿密な調整が必要な計画などについては、対象地区を管轄する各土木事務所が並行して策定作業を進めています。また、洪水浸水想定区域図の作成については、国との調整が必要なことから一括して県庁で発注していましたが、調整の結果、解析作業に必要な技術的な知見が整理できたことから、令和4年度から各事務所発注業務に切り替え、業務の効率化を図っています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
漁港整備課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 福田漁港・浅羽海岸サンドバイパスシステムの改善</p> <p>3 内 容 サンドバイパスシステムは、平成26年に運転を開始し、当初は年間8万立方メートル超の輸送実績があったものの、近年は、ポンプ周辺に流木等の障害物が堆積したこと等が原因で輸送量は低下し、年間2万立方メートル程度に留まっています。年間8万立方メートルの目標に到底及ばない数字であり、目標と実績の乖離が大きくなっています。</p> <p>そこで、令和3年度から4基あるジェットポンプのうち1基は障害物の除去作業を実施しています。あわせて、恒久対策について、国と連携し検討を進めてきましたが、未だ決まっておらず、令和4年3月開催の遠州灘沿岸侵食対策検討委員会において、目的が達成されない状態が継続していることに対して、現状を危惧する意見が出されるなど地域において危機感が持たれています。</p> <p>土中に埋設している障害物の除去作業を早期に完了させることより、土砂輸送量は相当量回復すると思われませんが、台風や豪雨などの影響により、再び、流木等が大量に海に流れ込んでくることが想定されます。</p> <p>本システムを長期にわたり効果的に運用していくため、コスト縮減を常に意識しながら、目的である「港口埋没対策」と「侵食防止対策」を講じ、国等との協議により、年間8万立方メートルの安定的な輸送量確保に向けた抜本的な対策を早期に決定し、工事に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>土砂輸送量減少の原因となっている土中に埋設している障害物については、令和3年度から除去作業を実施しているところであり、令和5年度までの作業完了を目指しています。</p> <p>また、輸送量の回復を図るため、令和4年度からポンプの設置位置やシステムの運転方法の見直しを行っているところです。</p> <p>これらの取組の効果を検証しながら恒久対策を決定し、年間8万立方メートルの安定的な輸送量確保を目指します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務の執行</p> <p>3 内 容 会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数の誤りや休暇等承認申請（請求）簿の記載の誤りについては、平成30年度に、同様の誤りが複数の所属で多発していたことから、再発防止に向けた制度のより分かりやすい説明や、チェックリストの作成などを求める「非常勤職員に係る年次有給休暇付与誤りの再発防止について」の指導文書を発出したところです。</p> <p>これを受け、制度所管課では、休暇の付与日数を自動計算する「会計年度任用職員年休計算シート」の作成や担当者向けマニュアルの改正など、再発防止に取り組んできましたが、令和元年度以降の3年間で計41件（知事部局23件、教育委員会18件）の誤りが発生し、監査結果等が発出されており、改善が認められておりません。</p> <p>こうした会計年度任用職員に係る休暇制度の誤った事務の執行は、知事部局、教育委員会で働く会計年度任用職員の権利を侵害しているおそれがあることから、制度所管課として、すみやかに一斉調査を実施し、事務が適切に執行されているのか確認をしてください。</p> <p>また、前回の指導にあったチェックリストを作成するほか、一斉調査の分析結果に基づいた実効性のある対策を講じ、再発防止に取り組んでください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>会計年度任用職員に係る休暇制度の適切な事務執行の確認に当たり、令和4年11月に教育委員会事務局及び全ての県立学校に対して、一斉調査を実施したところ、残日数（時間）の計算誤りや休暇簿の記載誤り、当初任用日の誤認による付与誤り等が判明したため、速やかに是正処理を行いました。</p> <p>事務処理の誤りは、単純なミスによるもののほか、多様な任用の実情に伴い、制度の複雑な運用を要する面もあるため、複数の職員によるチェックを徹底させるとともに、制度への理解・習熟を促すよう、年次有給休暇の付与・繰越に係るチェックリストの作成、会計年度任用職員制度概説の見直し、年休計算シートの改善、会計年度任用職員の年次有給休暇に関する研修資料の作成を行うなど、再発防止に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 障害者雇用の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では、平成30年度の対象障害者の再調査により、法定雇用率を下回ることが明らかとなりました。その後、教育総務課が一元的に管理し適正な手続きを実施する環境を整えるとともに、量的な確保を求めだけでなく、雇用後に働きやすい職場環境づくりの取組を進めながら、障害がある人を対象とした教職員採用試験の実施や非常勤障害者枠の職設置などを進め、障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>しかし、平成30年以降、法定雇用率を上回ることなく、令和4年6月1日現在、法定雇用率2.50に対し、実雇用率1.83で、法定雇用率達成にはプラス107人の雇用が必要という状況です。47都道府県教育委員会実雇用率の降順集計（令和3年6月1日現在）では、静岡県は、44番目と低い位置にあります。</p> <p>現状では、法律に違反している状態が続いています。民間企業や私立学校であれば、法定雇用率を下回る場合は障害者雇用納付金が徴収されますが、地方公共団体では法令遵守が当然であり、知事部局と警察本部では法定雇用率を上回っている中、教育委員会が下回っている状況は看過できません。</p> <p>全国には法定雇用率を上回っている県が23県（令和3年6月1日現在）ありますので、それらの県の取組を参考に本県でできることを早期に検討し、法定雇用率を上回る雇用を達成するよう努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>(1) 課題等の確認状況</p> <p>県教育委員会では、教職員の約9割を教員が占めていますが、教員免許状を持つ障害者が少ないことから計画に沿った採用ができず、法定雇用率の達成が困難な状況にあります。</p> <p>このため、教員以外の職員の職務の選定や創出を一層進めるとともに、障害のある教職員が職場や仕事に対してギャップを感じることなく長く定着できるよう、働きやすい職場環境を整えることが必要であると考えます。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>令和2年4月より、該当する全ての事業所に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある教職員に対応できる体制を整備しています。</p> <p>今年度は、働きやすい環境整備に向け、障害者活躍推進計画に沿った行動マニュアルを作成し、全教職員に周知しました。</p>	

職務の選定・創出の取組として、知的特別支援学校に、特別支援学校卒業生等を対象とした非常勤嘱託員の職の設置に加え、新たに特別支援学校の事務室において事務補助を行う非常勤嘱託員の職を設置しました。

また、教員採用選考試験において「障害者特別選考」を実施しました。

### (3) 今後の取組

障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査を行い、その結果に基づき必要な対策を実施していきます。

また、「補助的・定型的な事務補助業務を行う集約型のオフィス設置」や「障害特性に配慮した仕事内容や支援体制の確保」など法定雇用率を上回っている他県の取組を参考に取組を推進することにより、法定雇用率の早期達成を目指します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育総務課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶に向けた取組</p> <p>3 内 容 教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を行い、前年度に比べ令和3年度は教職員の不祥事による懲戒処分件数は減少しています。しかし、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止は最重要課題として対策に取り組んでいますが根絶には至っていません。</p> <p>教育委員会では、生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員に周知することを徹底するため、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。さらに、児童生徒との私的なメール等のやりとりについて、懲戒処分の基準に処分量定も追加しています。それらの方策が、実効性のあるものとなるよう継続的な取組に努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和2年4月に児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止するため、私的なやり取りの禁止、面談時の単独対応禁止、自家用車への同乗禁止など、生徒指導に係る共通ルールを示し、学校ごとに具体的にルールを定めるよう通知しています。その上で、令和3年4月及び令和4年4月にそのルールを教職員、児童生徒、保護者の共通の認識とするよう通知するとともに、令和4年5月以降、不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。</p> <p>不祥事案の根絶に向け、ルールの明文化を徹底するとともに、毎年度実施する内部監察において、策定状況、ルール違反の有無や、その違反行為に対する管理職の対応状況などを確認し、必要な指導を行っています。</p> <p>また、令和4年11月以降、外部有識者で構成される第三者調査委員会が、児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為その他不適切な言動に関する通報への対応状況について、定期的にチェックする等の取組も行っています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
<p style="text-align: center;">高校教育課</p>	<p style="text-align: center;">令和4年9月30日</p>
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 学校維持管理費等の適正な執行</p> <p>3 内 容 学校の管理運営、教育活動を行うための施設や設備の維持管理経費、日常的に必要な備品や消耗品費等については原則公費負担とすべきですが、一部の学校で学校後援会等の団体会計で支出している不適切な事案が見受けられます。「学校運営における公費支出の基準」に基づいた適正な管理が行われるよう各学校に対する指導に努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>不適正な事案を防ぐ注意喚起を目的として、令和4年7月15日に「学校運営における公費支出の基準」の徹底について県立高校に通知するとともに、全県立学校の事務長が出席する令和4年10月14日に実施された県立学校事務長研修会において、「学校運営における公費支出の基準」に基づいた学校維持管理費等の適正な執行について指導しました。</p> <p>また、今年度からは高校教育課の職員が県立高校を訪問し、「学校運営における公費支出の基準」の考え方について、認識の誤りがないか事務長に対し確認を行っており、年度末までに20校の訪問を予定しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康体育課	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>3 内 容 教育委員会では、中学校、高等学校の部活動及び地域スポーツ教室等の指導者不足への対応を図るため、スポーツ指導者を人材バンクに登録し、紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務」を公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託しており、令和3年度末時点の人材バンク登録者数は686人で、学校等と外部指導者のマッチングは令和3年度33件行われています。</p> <p>この委託事業における成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和2年度48人、令和3年度40人と目標が達成できていない状況が続いています。</p> <p>また、「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、令和3年度は11市町に52人の部活動指導員の配置を補助していますが、多くの市町での活用が期待されるものの、活用市町数が微増に留まっています。活用が進まない主な理由は、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられています。</p> <p>部活動の実施における、地域の力を活用した教員の負担軽減は、本県の喫緊の課題であることから、人材バンク新規登録者数の成果目標を達成したうえで、学校等の現場ニーズにあった人材確保策や人材マッチング件数の向上策の検討を行い、両事業がより多くの学校で活用されるよう、実効性のある取組に努めてください。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>「しずおかスポーツ人材バンク」について、退職教職員への働きかけや委託先である静岡県スポーツ協会を通じた各市町スポーツ協会や競技団体への働きかけを行うことにより、新規登録者数の成果目標の達成を目指し、学校現場のニーズに対応できるよう人材確保に努めます。</p> <p>また、人材マッチングについては、部活動の地域連携において、県内すべての市町を対象とした連絡協議会を設置し、本人材バンクを紹介し、件数向上に努めます。</p> <p>「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、市町の指導主事研修会等の場で、同補助金の効果や「しずおかスポーツ人材バンク」の活用を周知するとともに、補助要件の一つである「部活動指導員対象の研修会実施」を県教育委員会が主催し、市町の事務負担軽減を支援することにより、補助金が活用されるように努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津水産高等学校	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 会計年度任用職員の年次有給休暇取得に係る不適切な事務手続</p> <p>3 内 容 焼津水産高等学校は、令和3年度の会計年度任用職員の年次有給休暇について、令和3年5月21日の年次有給休暇の請求及び承認を、年次有給休暇請求簿により行っていないかった。</p> <p>また、年次有給休暇の残日数を正確に管理していなかったことから、11月15日について、年次有給休暇の残がないにもかかわらず、年次有給休暇として処理していた。</p> <p>このため、当該職員に対する非常勤職員報酬等の支払が6,215円過大となっていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、当該会計年度任用職員が令和3年5月21日の年次有給休暇を事前に服務監督者に口頭で請求していたものの、休暇簿による手続を失念していたこと、また、服務監督者・服務担当者が、休暇簿による請求処理をする指導を失念していたことが原因です。さらに、報酬支払の際、服務担当者が休暇簿の写しを起案書類に添付せず、出役表との突合を行わないまま支出票を回付し、複数人による確認がされていなかったことも課題として認識しています。</p> <p>判明後、当該職員に誤りの内容を説明のうえ謝罪するとともに、勤務実績に基づき、令和3年5月21日分を年次有給休暇とする代わりに、令和3年11月15日分を欠勤として処理し、過大となった報酬分は令和4年7月27日に当該職員が返納しました。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>再発防止対策として、改めて全ての会計年度任用職員に対し、年次有給休暇取得にあたっては、休暇簿による申請を徹底するよう指導しました。さらに、休暇簿に服務担当者の確認欄を設け出役表との整合を確認するとともに、報酬の支出票を回付する際、休暇簿の写しを添付して複数人で確認してから支払手続を行うよう体制を整え、再発防止に努めています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡中央警察署	令和4年9月30日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 交通反則切符の紛失 3 内 容 静岡中央警察署の警察官は、交通違反の取締りの際、1件（5枚綴りのうちの4枚）の交通反則切符を紛失した。	
<b>【措置の内容】</b> ① 発生原因 交通違反者が現場で不服を申し立てるなどのやり取りがあったことで、交通反則切符の綴りを自己の監視下に置かなかったことです。 ② 改善措置 令和3年10月5日から3日間、交通取締活動に従事する警察官に対し、交通切符の取扱いの基本の再確認及び個人情報が記載された公文書の取扱いについて口頭及び書面にて指導教養を実施しています。 ③ 今後の防止対策 交通切符や個人情報の取扱いについては、基本を徹底させ、再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局の出先機関（機関名は非公表）	令和4年9月30日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による生徒への体罰行為等の発生</p> <p>3 内 容 県立高校の教諭が、部活動指導の際に令和元年7月から2年12月までの長期にわたり体罰や暴言を繰り返していたが、この間の学校による当該教諭に対する指導が不十分であった。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題認識</p> <p>本事案は、当該部活動指導の中で、当該教諭の規範意識及び人権意識が希薄であったために体罰行為等が生じ、管理職による部活動現場での問題点を早期に把握するための踏み込んだ取組が不十分であったため、事案の長期化を招いたものです。</p> <p>改善措置として令和3年7月1日に、当該教諭に体罰禁止に関する指定図書「南部さおり著『反体罰宣言』」を提示し、レポートを提出させました。また、令和3年7月20日に今回の体罰行為等の事例を題材として、高校教育課作成の「不祥事根絶資料」及び上記指定図書を用いて管理職による校内研修を行い、全職員に課題意識を共有しました。</p> <p>なお、令和3年12月から令和4年1月に、体罰に係る実態調査と未然防止のために全校生徒及び保護者に対してアンケートを実施して、体罰が行われていないことを確認しました。</p> <p>2 所属における再発防止対策</p> <p>監査結果を踏まえ、毎週金曜日7限の部活動設定日に管理職が持ち回りで部活動の様子を観察すること、そして月1回当該教諭に面談をすることで、管理職による部活動現場の状況の積極的把握に努めます。</p> <p>また、所属教職員に対しては、部活動指導において衝動的に身体的暴力や恫喝を用いることで、生徒が恐怖から逃れたいだけのために一時的に成果が出ることを成功体験として学習してはならないことを継続的に注意喚起してまいります。</p> <p>今後も全職員に教育公務員としての自覚を促し、パワー・ハラスメントの防止とも重ねながら体罰をはじめとした不祥事の再発防止に努めます。</p>	